

仕 様 書

件名：特別養護老人ホームサニーポート小名浜

Wi-fi環境設備工事

社会福祉法人容雅会

○件名

特別養護老人ホームサニーポート小名浜 Wi-fi環境設備工事

○工事場所

〒971-8101 福島県いわき市小名浜字神成塚133番地の1

【一般事項】

本システムについては、関連法令等を遵守し、この仕様書に基づいて入念にかつ誠実に施工すること。仕様書の誤記・記載漏れ、その他不明なことに起因すること及び問題点・質疑については、別添要項に提示する期日までに質疑を行うこと。請負者の判断で行った事項に関して当施設担当者から指摘を受けた場合、速やかに現状復旧すること。

施工期間中、外来者、入居者及び施設職員他に対して支障のなきよう十分に配慮すること。提出書類については、当施設が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。当施設が様式を指定していないものは、請負者において様式を定め、事前に確認を得ること。

【システム概要】

1. 目的

当施設において、インカムシステム導入によるスムーズなケアサービスの提供体制を可能にするため、Wi-fi環境設備を構築するものである。当施設内全域への無線Wi-fiの設備を行う。

2. 概要

①本仕様は、当施設のWi-fi環境を構築するためのLAN配線、ネットワーク構築に必要な機器の調達及び設定の投入、機器設置等を委託するものである。

②既存設備や同時導入予定のインカム、見守り支援システム(aams)と相互連携が可能なネットワークとし、且つ将来導入するシステムとの相互連携も見据えて設備環境を構築する。

③アクセスポイントへの給電はPoE給電とする。

【機器構成】

1. 機器構成(型番は参考とし同等以上の性能を有するものとする)

①無線LANコントローラ	AT-x530-28GTxm-Z5	1台
②無線LANコントローラ	5年/10台ライセンスAT-SW-WL10-5Y-2020	1ライセンス
③無線LANコントローラ	5年/10台ライセンス(追加)AT-SW-WL10ADD-5Y-2020	3ライセンス
④無線アクセスポイント	AT-TQm6602GEN2-Z5	44台
⑤PoEスイッチ	AT-SH230-28GP-Z5	3台
⑥PoEスイッチ	AT-SH230-18GP-Z5	1台

2. 機器要件

AP

①IEEE802.3準拠の10/100/1000BASE-Tポートを2ポート以上有すること。

②PoE受電ポートを2ポート以上有し、受電機能の冗長化が図れること。

③フレーム転送処理をハードウェアで行う高速転送機能を有すること。

- ④IEEE802. 11a/b/g/n/acをサポートしていること。
- ⑤2. 4GHz帯と5GHz帯を同時利用可能なこと。
- ⑥2. 4GHz帯、5GHz帯共に4×4ストリームに対応していること。
- ⑦暗号化方式WPA2-PSKに対応していること。

P o Eスイッチ

- ①L A NインターフェースとしてIEEE802. 3, IEEE802. 3u, IEEE802. 3abに準拠した10/100/1000イーサネットポートを実装していること。
- ②1ポートあたりの最大給電能力は30W以上であること。
- ③装置全体の最大給電能力は240W以上であること。

【工事概要】

1. 工事項目

Wi-fi機器の設置・接続・運用設定・試験調整を行うこと。
別紙、アクセスポイントプロット図（案）を参照

2. 工事条件

- ①当施設の提示する図面に基づき工事を行うこと。
- ②図面と現状が異なる場合には、現況を優先すること。
- ③請負者は、事前に当施設と十分な打合せを行い、工程管理に万全を期するものとする。
- ④既設設備等との接続等、作業中において既設設備（配管等）に影響・損傷を与えないようにする。最善の注意を払うものとし、損傷を与えた場合は速やかに当施設に連絡すると同時に請負者の負担において、修理または取り替えるものとする。
- ⑤塵埃等を発生させる作業は、既設機器に対して十分な養生を行い、機能等に悪影響を及ぼさないよう施工するものとする。
- ⑥L A Nケーブルはカテゴリ6以上のケーブルを敷設すること。
- ⑦L A N配線敷設後、露出する部分等に関しては、協議の上、保護部材（モール等）により保護すること。
- ⑧L A Nケーブルには、始点・終点がわかるようにタグ（接続元、接続先、ポート番号等）を取り付けること。
- ⑨P o Eスイッチ、無線コントローラには保護ボックス内に収納するものとする。
- ⑩その他詳細については、当施設担当者の承諾を得るものとする

以上